

令和6年

第1回可茂衛生施設利用組合議会定例会
諸般報告書

令和6年3月13日

目次

1	専決処分の報告について（報告第1号）	1
2	例月現金出納検査の結果報告について（令和5年10月～令和6年1月実施分）	2
3	地方自治法第180条第1項の規定による管理者の専決処分事項の一部改正について	6

報告第1号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定に基づき議会の議決により指定された管理者の専決処分事項について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和6年3月13日報告

可茂衛生施設利用組合管理者 富田 成輝

記

議会の議決を経た契約を変更したもの。 1件

専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき議会の議決により指定された管理者の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

令和6年1月29日専決

可茂衛生施設利用組合管理者 富田 成輝

記

令和4年12月26日議決による令和5年度 可燃ごみ処理施設長寿命化工事の請負契約中、令和5年10月3日専決処分による変更契約後の契約の金額「340,121,100円」を「339,412,700円」に変更する。

可 衛 監 第 10 号
令 和 5 年 12 月 25 日

可茂衛生施設利用組合議会
議長 藤井 宏之（白川町議会議長）様

可茂衛生施設利用組合

監査委員 安藤 雅博



監査委員 金子 政則



例月現金出納検査の結果報告について

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づく例月現金出納検査を実施しましたので、同条第3項の規定に基づき、下記のとおり結果を報告します。

記

- 1 検査日 令和5年10月25日（水）
- 2 検査対象 (1) 令和5年度可茂衛生施設利用組合一般会計、歳入歳出外現金及び基金の令和5年9月中における現金出納事務
- 3 検査結果 (1) 組合会計に属する各種出納状況は、会計諸帳簿と照合した結果、令和5年度出納計算表（総括表）に示すとおり、それぞれ符号し正確であると認めた。
(2) 関係諸帳簿及び証書類を検査した結果、その執行状況は良好であると認めた。

以 上

可 衛 監 第 11 号
令 和 5 年 12 月 25 日

可茂衛生施設利用組合議会
議長 藤井 宏之（白川町議会議長）様

可茂衛生施設利用組合

監査委員 安藤 雅博



監査委員 金子 政則



例月現金出納検査の結果報告について

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づく例月現金出納検査を実施しましたので、同条第3項の規定に基づき、下記のとおり結果を報告します。

記

- 1 検査日 令和5年11月24日（金）
- 2 検査対象 (1) 令和5年度可茂衛生施設利用組合一般会計、歳入歳出外現金及び基金の令和5年10月中における現金出納事務
- 3 検査結果 (1) 組合会計に属する各種出納状況は、会計諸帳簿と照合した結果、令和5年度出納計算表（総括表）に示すとおり、それぞれ符号し正確であると認めた。
(2) 関係諸帳簿及び証書類を検査した結果、その執行状況は良好であると認めた。

以 上

可 衛 監 第 13 号
令 和 5 年 12 月 25 日

可茂衛生施設利用組合議会
議長 藤井 宏之（白川町議会議長）様

可茂衛生施設利用組合

監査委員 安藤 雅博



監査委員 金子 政則



例月現金出納検査の結果報告について

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づく例月現金出納検査を実施しましたので、同条第3項の規定に基づき、下記のとおり結果を報告します。

記

- 1 検査日 令和5年12月25日（月）
- 2 検査対象 (1) 令和5年度可茂衛生施設利用組合一般会計、歳入歳出外現金及び基金の令和5年11月中における現金出納事務
- 3 検査結果 (1) 組合会計に属する各種出納状況は、会計諸帳簿と照合した結果、令和5年度出納計算表（総括表）に示すとおり、それぞれ符号し正確であると認めた。
(2) 関係諸帳簿及び証書類を検査した結果、その執行状況は良好であると認めた。

以 上

可 衛 監 第 14 号
令 和 6 年 2 月 7 日

可茂衛生施設利用組合議会
議長 藤井 宏之（白川町議会議長）様

可茂衛生施設利用組合

監査委員 安藤 雅博

監査委員 金子 政則



例月現金出納検査の結果報告について

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づく例月現金出納検査を実施しましたので、同条第3項の規定に基づき、下記のとおり結果を報告します。

記

- 1 検査日 令和6年1月25日（木）
- 2 検査対象 (1) 令和5年度可茂衛生施設利用組合一般会計、歳入歳出外現金及び基金の令和5年12月中における現金出納事務
- 3 検査結果 (1) 組合会計に属する各種出納状況は、会計諸帳簿と照合した結果、令和5年度出納計算表（総括表）に示すとおり、それぞれ符号し正確であると認めた。
(2) 関係諸帳簿及び証書類を検査した結果、その執行状況は良好であると認めた。

以 上

○地方自治法第180条第1項の規定による市長の専決処分事項

昭和60年3月22日

議決

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、市長において専決処分することができる事項を次のとおり指定する。

- (1) 解散、欠員等の事由による選挙の選挙費に係る歳入歳出予算の補正（衆議院議員、参議院議員、岐阜県議会の議員及び岐阜県知事選挙の選挙費については、当該選挙に係る国庫支出金又は県支出金の範囲内に限る。）をすること。
- (2) 前号に掲げるものを除くほか、国庫支出金、県支出金、寄附金等の特定財源の範囲内において500万円以下の歳入歳出予算の補正をすること。
- (3) 第5号から第8号までに係る100万円以下の歳入歳出予算の補正をすること。
- (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第12条の規定により議会の議決を経た契約の変更に係る金額が議会の議決を得た金額の3%の金額（その金額が500万円を超えるときは500万円）以下の契約変更をすること。
- (5) 1件60万円以下の金銭債権に係る訴えの提起、和解及び調停に関する事（次号及び第7号の場合を除き、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第368条の規定による少額訴訟及び同法第383条の規定による支払督促の申立てにより履行を請求する場合で、同法第395条の規定により督促異議の申立てによって当該督促異議に係る請求が訴えの提起とみなされるときを含む。）。
- (6) 和解及び調停でその目的の価額が100万円以下（次号の場合を除き、交通事故に係るもので自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）の適用を受けるものにあつては、同法に規定する当該保険金額の最高額の範囲内）のもの
- (7) 市営住宅の管理上必要な訴えの提起、和解、あっせん、調停及び仲裁に関する事。
- (8) 法律上の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が100万円以下（交通事故に係るもので自動車損害賠償保障法の適用を受けるものにあつては、同法に規定する当該保険金額の最高額の範囲内）のもの

附 則（平成27年10月2日議決）

この議決は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（令和3年3月26日議決）

この議決は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年12月20日議決）

この議決は、令和6年1月1日から施行する。